

令和元年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和元年11月29日（金曜日）

議事日程第1号

令和元年11月29日（金曜日）午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 議席の一部変更

第4. 提出議案の説明

議案第170号から議案第211号まで 42件

第5. 先決を要する提出議案に対する質疑

第6. 先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第7. 委員長審査報告

第8. 議案第172号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例及び由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第173号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第174号 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第195号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算（第12号）

第12. 議案第199号 令和元年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）

第13. 議案第201号 令和元年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）

第14. 議案第203号 令和元年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

第15. 議案第205号 令和元年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

第16. 議案第208号 令和元年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第5号）

第17. 議案第210号 令和元年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（24人）

1番	阿部	十全	2番	岡見	善人	3番	正木	修一
4番	伊藤	岩夫	5番	今野	英元	6番	佐々木	隆一
8番	佐々木	茂	10番	高野	吉孝	11番	佐藤	義之
12番	小松	浩一	13番	伊藤	順男	14番	長沼	久利
15番	吉田	朋子	16番	佐藤	健司	17番	佐々木	慶治
18番	渡部	功	19番	大関	嘉一	20番	佐藤	勇
21番	湊	貴信	22番	伊藤	文治	23番	高橋	和子

欠席議員（1人）

9番 三浦 晃

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	阿部 太津夫
副市長	九嶋 敏明	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	小川 裕之
企画調整部長	三森 隆	市民生活部長	茂木 鉄也
健康福祉部長	池田 克子	農林水産部長	保科 政幸
商工観光部長	畑中 功	建設部長	須藤 浩和
まるごと営業部長	今野 政幸	大内総合支所長	堀川 鋼毅
東由利総合支所長	佐藤 博敦	西目総合支所長	齋藤 一昭
鳥海総合支所長	高橋 進一	教育次長	武田 公明
消防長	野口 元		

議会事務局職員出席者

局長	鎌田 正廣	次長	阿部 徹
書記	高橋 清樹	書記	古戸 利幸
書記	佐々木 健児	書記	成田 透

午前10時00分 開 会

○議長（三浦秀雄君） おはようございます。

ただいまより、令和元年11月21日告示招集されました令和元年第4回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

9番三浦晃君より欠席の届け出があります。

本日の出席議員は24名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告は、お手元に配付しておりますので、御参照願います。

さて、今議会に、ただいままで提出されました案件は、議案第170号から議案第211号までの42件並びに陳情第9号から陳情第16号までの8件の計50件であります。

なお、会期中、議案の追加提出が予定されております。

○議長（三浦秀雄君） これより、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、5番今野英元君、6番佐々木隆一君を指名いたします。

○議長（三浦秀雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から12月17日までの19日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月17日までの19日間と決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。
会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思えます。
お諮りいたします。25番私を26番へ、26番渡部聖一君を25番へ、それぞれ変更することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にお着き願います。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

.....
午前10時03分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第4、提出議案の説明を行います。
この際、議案第170号から議案第211号までの42件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

今市議会定例会におきましては、条例改正案並びに各会計補正予算を中心に議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、タイ王国との国際交流についてであります。

本市は、今年7月にタイ王国の4校と教育交流に関する覚書、MOUを締結したところであります。

10月にはワチュラウッド王立学校の生徒が教育旅行で本市を訪れ、11月にはMOU締結校の教員が小中学校を視察され、さらに12月にはバンコククリスチャンカレッジの生徒が教育旅行で訪問する予定であるなど、MOUに基づく交流が活発になっておりま

す。

なお、本市からの交流派遣事業につきましては、中学生10名を1月7日から11日までの4泊5日の日程でタイ王国に派遣し、滞在中にはMOU締結校との教育交流のほか、歴史や文化、生活習慣などを学ぶ体験学習を計画しております。

このようにタイ王国と本市の交流機会の拡大に多大なるお力添えを賜りました本市出身のS. M. I. ホールディングス会長、菊地久夫氏に対しまして、11月5日に国際交流特別功労者として顕彰状を贈呈いたしたところであります。

次に、本年の稲作についてであります。

今年の水稲の作柄につきましては、作況指数が全国で99の平年並み、秋田県及び本市を含む県中央では104のやや良と見込まれております。

また、秋田しんせい農協によると、本市管内の11月25日現在の米の出荷状況は、契約数量比98.2%、一等米比率85.4%となっております。

以上で、報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第4回市議会定例会に提出いたします案件は、条例関係12件、補正予算17件、その他13件の計42件であります。

初めに、条例関係についてであります。

議案第170号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第171号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、新たに条例を制定するとともに、新制度の開始に合わせ、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第172号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第174号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの3件につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合等並びに特別職などの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この3つの案件につきましては、期末・勤勉手当の基準日が12月1日となっていることから、本日の議決をお願いするものであります。

議案第175号CATVセンター条例の一部を改正する条例案であります。これは、集合住宅向けの加入種別の追加と4K衛星放送を視聴できるサービスの追加を行い、手数料や施設利用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第176号児童館条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘中央児童館の改築に伴い、名称及び位置を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第177号子育て支援センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘子育て支援センターを開設し、直営事業を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第178号林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、鳥海町模渕地区林業研修センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするも

のであります。

なお、用途廃止後は、模渕町内会へ譲渡の予定であります。

議案第179号下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案であります。これは、令和2年度より下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例のほか、13件の関係条例を整備しようとするものであります。

議案第180号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案であります。これは、下水道事業における地方公営企業法の適用及び水道法の改正等に伴う指定給水装置工事事業者の更新制導入等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第181号監査委員条例の一部を改正する条例案であります。これは、地方自治法の改正に伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第182号総合計画新創造ビジョン後期基本計画の策定についてであります。これは、令和2年度から始まる当該基本計画の策定に当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第183号市道路線の廃止について及び議案第184号市道路線の認定についてであります。これは、踏切の統廃合による市道路線の見直しに伴い、松山・与作線、宝田西越線、日渡・与作線の3路線を廃止し、松山与作線、日渡与作線、西野川端線及び川端与作線の4路線を認定しようとするものであります。

議案第185号、第186号及び第191号公の施設の指定管理者の指定についての3件につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間、新たに指定管理を適用する施設として、指定管理者選定委員会の審議を経て、八塩いこいの森ほか、2施設について株式会社香楽園を、南由利原高原青少年旅行村ほか、3施設及び岩城地域の体育施設8施設について株式会社サンアメニティを、それぞれ指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第187号から第190号まで及び第192号の公の施設の指定管理者の指定についての5件につきましては、本年度末で指定管理期間が満了となる石脇コミュニティセンターなど7施設について、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間、指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第193号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。これは、鳥海町模渕地区林業研修センターについて、模渕町内会に譲渡するため、指定管理期間の終期を現行の令和8年3月31日から令和2年3月31日に変更することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第194号訴えの提起についてであります。これは、市営住宅及び駐車場の使用料の長期滞納者である松涛団地の契約者を相手方とし、建物及び駐車場の明け渡し並びに滞納した使用料及び損害金の支払いを求める訴えを提起することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第195号一般会計補正予算（第12号）であります。秋田県人事委員会勧告に準じた職員給与等の条例改正に伴う職員人件費を増額するものであり、この財源としては、繰越金で調整、4,296万1,000円を追加し、補正後の予算総額を453億9,184万円にしようとするものであります。

議案第199号診療所運営特別会計補正予算（第3号）、議案第201号情報センター特別会計補正予算（第3号）、議案第203号下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第205号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、議案第208号水道事業会計補正予算（第5号）及び議案第210号ガス事業会計補正予算（第6号）の6件につきましても、同様に、職員人件費を増額するものであります。

これら7件の補正予算につきましては、条例改正に伴い、予算措置が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第196号一般会計補正予算（第13号）であります。主な内容といたしましては、総務費では、令和2年度以降の事業費の平準化を図るため、その財源として、地域雇用創出推進基金に3億円を積み立てるほか、ふるさと納税の増加により、ふるさとさくら基金積立金などを追加、民生費では、施設型給付事業の実績見込みにより、その給付費などを追加、衛生費では、療育医療支給事業の実績見込みにより、その給付費などを追加、商工費では、訪日ツアーによる市内宿泊者の増加見込みにより、訪日観光推進補助金などを追加、教育費では、令和2年度以降の事業費の平準化を図るため、その財源として、学校教育施設整備基金に2億円を積み立てるほか、学習指導要領の改訂に伴う教材備品等の整備費などを追加、災害復旧費では、台風19号により被災した市道2路線の復旧に係る工事請負費を追加、また、債務負担行為においては、本荘工業団地周辺道路改良事業費と北部学校給食センター厨房備品購入費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源としては、市税や国・県支出金などを増額し、一般財源分を繰越金で調整し、11億5,549万6,000円を追加し、補正後の予算総額を465億4,733万6,000円にしようとするものであります。

そのほか、議案第197号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を初めとする7特別会計、水道事業会計及びガス事業会計の補正予算を提案するものであります。

以上が第4回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三浦秀雄君） これにて、提出議案の説明を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 日程第5、これより、先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、議案第172号から議案第174号まで、議案第195号、議案第199号、議案第201号、議案第203号、議案第205号、議案第208号、議案第210号の10件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時21分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第172号から議案第174号まで、議案第195号、議案第199号、議案第201号、議案第203号、議案第205号、議案第208号、議案第210号の10件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○議長（三浦秀雄君） 日程第6、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午前11時45分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第7、これより、議案第172号から議案第174号まで、議案第195号、議案第199号、議案第201号、議案第203号、議案第205号、議案第208号、議案第210号の10件を一括議題とし、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長（佐々木慶治君）登壇】

○総務常任委員長（佐々木慶治君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として、当常任委員会に審査付託になりましたのは、条例改正3件、補正予算2件の計5件であります。

初めに、議案第172号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第173号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第174号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の3件であります。これは、公民較差是正のための秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の給料表を0.11%引き上げ、また、勤勉手当の支給割合を一般職で0.1カ月分、再任用等の職員で0.05カ月分、特別職及び議員の期末手当の支給割合を0.05カ月分引き上げるなどの改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第195号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査

付託になりましたのは、歳入では、18款及び19款、歳出では、1款、2款及び9款であります。

歳入においては、18款繰入金で行政改革に伴う人件費平準化基金繰入金を119万9,000円、19款繰越金で前年度繰越金を4,058万円、いずれも歳出に係る一般財源分として増額しようとするものであり、また、歳出においては、1款議会費、2款総務費及び9款消防費で、さきに御報告いたしました条例改正による給料等及び共済費の補正や特別会計への繰出金を増額しようとするものであります。

最後に、議案第201号情報センター特別会計補正予算（第3号）であります。これにつきましても、一般会計と同様の人件費補正であり、歳入歳出それぞれ41万9,000円増額し、補正後の予算総額を4億8,330万4,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の条例改正及び2件の補正予算につきましては、期末・勤勉手当の支給基準日が12月1日となっていることから、本日議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりましたのは、補正予算2件であります。

審査結果につきましては、お手元の審査報告書のとおりであります。その概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第195号一般会計補正予算（第12号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入20款並びに歳出2款から4款及び10款であります。

これらは条例改正に伴う補正であります。歳入20款諸収入では、地域支援事業受託収入、社会福祉法人納入金等を、また、歳出各款において職員人件費等を追加しようとするものであります。

次に、議案第199号診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。条例改正に伴う職員人件費に係る補正であります。

歳入歳出それぞれ40万円を追加し、総額を2億5,849万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【産業経済常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当委員会に審査付託になりました案件は、予算案1件であります。

審査の結果は、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

議案第195号一般会計補正予算（第12号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳出5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費であります。条例改正に伴う勤勉手当等職員人件費の追加であり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【建設常任委員長（吉田朋子君）登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算5件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第195号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出6及び8款であります。

6款農林水産業費で、集落排水事業特別会計への繰出金の追加、8款土木費では条例改正などに伴う職員人件費の増額であります。

次に、各特別会計及び公営企業会計の補正予算であります。一般会計と同様に条例改正に伴う職員人件費の補正であります。

議案第203号下水道事業特別会計補正予算（第4号）では、歳入歳出それぞれ38万3,000円を追加し、総額を31億7,955万3,000円に、議案第205号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）では、歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、総額を22億969万1,000円にしようとするものであります。

議案第208号水道事業会計補正予算（第5号）では、収益的支出における水道事業費用の予定額を152万6,000円追加し、総額を24億2,585万9,000円に、また、資本的支出の予定額を17万5,000円追加し、総額を24億2,018万4,000円に、議案第210号ガス事業会計補正予算（第6号）では、収益的支出におけるガス事業費用の予定額を54万1,000円追加し、総額を12億4,481万4,000円に、また、資本的支出の予定額を5万2,000円追加し、総額を5億5,538万8,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（三浦秀雄君） 日程第8、議案第172号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第10、議案第174号市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第172号から議案第174号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第11、議案第195号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第195号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第12、議案第199号診療所運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第199号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第13、議案第201号情報センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第201号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第14、議案第203号下水道事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第17、議案第210号ガス事業会計補正予算（第6号）までの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第203号、議案第205号、議案第208号及び議案第210号の4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、本日の日程は、終了いたしました。

明30日、12月1日は、休日のため休会、2日から4日までは、議案調査のため休会、

5日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、12月6日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 0時05分 散 会